

別紙

県庁舎設備運転管理業務委託仕様書

この仕様書は、山形県庁舎の設備運転管理業務について大要を示すものであるから、この仕様書に記載されていない事項にあっても、必要と認められるものについては、県の指示に従って契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 目的

山形県庁舎に設置された各設備が常に良好な状態を保持するため、保安規程に定められた事項及び関係法規を遵守しながら運用操作保守業務を行い、適正な維持管理を行うものとする。

2 業務委託対象設備及び期間

(1) 対象設備

別記1「設備運転管理対象設備一覧」のとおり

(2) 業務期間及び業務時間帯

平日	17:00～翌8:45
土曜日、日曜日、休日	8:45～翌8:45

ただし、始期・終期は4月1日の午前0時とする。

休日とは、国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始（12月29日～1月3日）とする。

なお、業務期間は、労働基準法等関係法令に従い、業務従事者の労働時間の管理を適切に行うこと。

3 業務に従事する者

- (1) 業務に従事する者は、電気設備関係業務、機械設備関係業務について各1名とする。
- (2) 電気設備関係業務に従事する者は、第3種電気主任技術者、第1種電気工事士、第2種電気工事士のいずれかの資格を有する者とする。
- (3) 機械設備関係業務に従事する者は、1級ボイラー技士又は2級ボイラー技士の資格を有し、乙種第4類危険物取扱者の資格を有する者とする。
- (4) 業務に従事する者は、自衛消防業務講習を修了している者とする。
- (5) 業務従事者に変更等があるときは、事前に報告し、必要資格等を有することを提示すること。

4 業務員控室及び設備等の使用

- (1) 業務上必要とする業務員控室は、無償で貸与するものとする。
- (2) 業務上必要とする電力、水道、ガス等の使用は無償とするが、極力節約し効率的に使用しなければならない。

5 業務内容

別記2「設備運転管理基準」に基づき各設備の適正な維持管理を行うものとする。

6 報告書類

(1) 毎日

- ① 毎日の業務が終了後、「委託運転管理業務日誌」、「委託業務日常巡視点検表（知事局棟・議会北棟）」及び「委託業務日常巡視点検表（警察本部庁舎）」を提出すること。
土曜日、日曜日及び休日の場合は、直後の平日にまとめて提出すること。

(2) 毎週

- ① 毎週日曜日に行う「巡回点検記録」を直後の平日に提出すること。

(3) 毎月

- ① 翌月分の勤務割表（任意様式）を前月までに提出し、県の担当者の承諾を受けること。
- ② 毎月の業務が終了後、速やかに「業務完了報告書」を提出すること。

7 引継事項

- (1) 受託者が変更の際には、前受託者は引継書等を作成のうえ新受託者に的確に業務を引継ぐものとする。

別記 1

設備運転管理対象設備一覧

1 ボイラー設備

(1) 知事局棟

① 炉筒煙管ボイラー (ヒラカワガイダムM I N Y1700F型、灯油焚)			
	伝熱面積	7.5 m ² (最高使用圧力0.981MPa)	2基
② 硬水軟化装置	最大採水量	硬度50mg/lあたり178m ³ /サイクル	1台
③ 軟水タンク	容量	6 t	1台
④ 還水タンク (議会)			1台
⑤ 還水ポンプ (議会)			1台
⑥ 蒸気ヘッダー			1台
⑦ ストレージタンク	750φ×1200H	蒸気圧2kg/m ²	
	(BF:1台 1F:1台 9F:1台 議会:1台)		4台
⑧ オイルタンク	容量	20,000ℓ	3基
⑨ オイルサービスタンク	容量	1,400ℓ	1基
⑩ オイルギアポンプ			3台
⑪ 薬注タンク			2台
⑫ 薬注ポンプ			2台

(2) 警察棟分庁舎

① 蒸気ボイラー	500kg/H	ヒラカワガイダム 貫流式灯油焚き蒸気ボイラー	1基
② 硬水軟化装置	標準流量	0.5m ³ /h 使用樹脂量 18ℓ	1台
③ 還水タンク	亀山鉄工	角型ステンレス製タンク1,500ℓ	1基
④ 地下オイルタンク	亀山鉄工	地下ピット式10,000ℓ	1基
⑤ オイルサービスタンク	亀山鉄工	角型鋼板製タンク150ℓ	1基
⑥ オイルポンプ (往)	日立製作所	自吸式型渦巻きポンプ (4P) 0.2kw	2台
	〃	〃 (返油用) 0.2kw	1台
⑦ 電気ボイラー	30KW	東京電機工業EBW-30-800	1基
⑧ 薬注タンク、ポンプ			1台

(3) 車庫A棟

① 温水ボイラー	伝熱面積	4.24m ²	1基
② オイルタンク	容量	3,000ℓ	1基
③ オイルサービスタンク	容量	100ℓ	1基
④ オイルギアポンプ			1台

2 冷凍機設備

警察棟分庁舎

① 空冷式チラー	315KW	日立スクリーチラーユニット (年間運転可能型)	1基
② 冷水循環ポンプ	日立製作所	小型多段遠心ポンプ (4P)	1台
③ 膨張タンク	日立金属	密閉式膨張タンク174ℓ	1基

3 熱交換器設備

熱交換器	プレート式水-水熱交換器	交換容量 1,020KW	1基
------	--------------	--------------	----

4 冷温水発生機設備

(1) 知事局棟

① 吸収式冷温水発生機	RCDKN型 (エバラ製作所灯油焚)	2基
② 冷却塔	エバラシンク SPW-U580ASD6	2基
③ 冷却水ポンプ	日立製作所 片吸込渦巻型	4台
④ 冷温水ポンプ	日立製作所 片吸込渦巻型	4台
⑤ 膨張水槽	日立金属 密閉式膨張水槽	1式
⑥ 加圧給水ユニット	川本製作所	2台
⑦ 冷温水ヘッダー (往)	最高使用圧力0.981MPa	1台
	〃 1.127MPa	1台
⑧ 冷温水ヘッダー (還)	最高使用圧力0.981MPa	1台
	〃 1.127MPa	1台
⑨ 薬注タンク (冷却水)	栗田 クリフィーダーITD-1S	2台
⑩ ろ過防錆装置	市田化学	2台
⑪ その他関連機器		1式

(2) 議会北棟

① 吸収式冷温水発生機	三洋電機 A重油焚二重効用型	2基
② 冷却塔	空研工業 開放型対向流二重効用冷却塔	2台
③ 冷却水ポンプ	日立製作所 片吸込渦巻型 (4極)	4台
④ 冷温水ポンプ	日立製作所 片吸込渦巻型 (4極)	4台
⑤ オイルポンプ	日立製作所 自吸式渦巻型 (4極) 0.4KW	2台
	〃 〃 (返油用) 0.75KW	1台
⑥ オイルタンク	亀山鉄工 地下ピット式 10,000 ^{リットル}	1基
⑦ オイルサービスタンク	亀山鉄工 角形鋼板製タンク 190 ^{リットル}	1台
⑧ 膨張水槽	日立金属 密閉式膨張水槽	2台
⑨ 冷温水ヘッダー (往)	最高使用圧力0.981MPa	1台
⑩ 冷温水ヘッダー (還)	最高使用圧力0.981MPa	1台
⑪ その他関連機器		1式

(3) 警察増築棟

① 吸収式冷温水発生機	16JR606-28 (エバラ製作所ガス焚)	1基
② 冷却塔	SPC-100AS	1基
③ 冷却水ポンプ	片吸込渦巻型	1台
④ 冷温水ポンプ	片吸込渦巻型	1台
⑤ 膨張水槽	500D×500W×500L	1基

(4) 警察棟分庁舎

① 吸収式冷温水発生機	320USRT エバラRCDKN型灯油焚冷温水機	1基
② 冷却塔	320USRT 荏原シンワ 角型開放式2重効用低騒音型	1基
③ 冷温水循環ポンプ	日立製作所 小型渦巻きポンプ (4P)	1台
④ 冷却水循環ポンプ	日立製作所 小型渦巻きポンプ (4P)	1台
⑤ 膨張タンク	日立金属 密閉式膨張タンク400 ^{リットル}	1基
⑥ 冷温水ヘッダー (往)	最高使用圧力10kg/m ²	1台
⑦ 冷温水ヘッダー (還)	最高使用圧力10kg/m ²	1台
⑧ その他関連機器		1式

5 空調設備

- (1) 空調機・送風機・還風機・排風機 1 式
 (2) ファンコイルユニット 1 式

6 衛生設備

- (1) 揚水ポンプ・加圧給水ポンプ
- | | | |
|-------|-------------------|-----|
| 知事局棟 | 揚水ポンプ | 4 台 |
| 議会北棟 | 加圧給水ポンプユニット | 1 式 |
| 警察分庁舎 | 末端吐出圧力一定給水ポンプユニット | 1 式 |
- (2) 排水ポンプ 1 式
 (3) 給湯ポンプ 1 式
 (4) 受水槽・高置水槽
- | | | | | |
|-------|------------|------|------------------------|-----|
| 知事局棟 | 受水槽 | 有効容量 | 7 6 . 1 m ³ | 1 基 |
| 〃 | 高置水槽 (高層棟) | 〃 | 5 . 0 m ³ | 2 基 |
| 〃 | 高置水槽 (低層棟) | 〃 | 1 2 . 0 m ³ | 1 基 |
| 議会北棟 | 受水槽 | 〃 | 6 . 6 m ³ | 1 基 |
| 警察分庁舎 | 受水槽 | 〃 | 3 6 . 0 m ³ | 1 基 |
- (5) 排水槽 1 式
 (6) 消防設備 1 式

自動火災報知設備、屋内・屋外消火栓設備、スプリンクラー設備
 泡消火設備、ハロゲン化物消火設備、ガス漏れ火災警報設備、
 連結送水管設備、排煙設備

- 7 自動制御設備 機器メーカー：ジョンソンコントロールズ(株) 1 式

8 電気設備

(1) 受変電設備

① 受電方式

3 相 3 線式 6 . 6 K V ・ 5 0 H z
 知事議会受電 東北電力専用線 1 回線
 警察受電 本線予備線 2 回線

② 設備容量

7, 275KVA

③ 契約電力

1, 400KW (知事局棟)、515KW (警察棟) [R 8 年 2 月現在]

④ 変圧器

乾式変圧器キュービクル内蔵型

知事局棟第 1 電気室	単相 (1φ) 400KVA	2 台	(電灯用)
	単相 (1φ) 200KVA	1 台	(非常用)
	3 相 (3φ) 500KVA	1 台	(動力用)
	3 相 (3φ) 750KVA	1 台	(動力用)
	3 相 (3φ) 500KVA	1 台	(非常動力用)
知事局棟第 2 電気室 (1 6 F)	単相 (1φ) 500KVA	1 台	(電灯用)
	3 相 (3φ) 300KVA	1 台	(電算機用)
	3 相 (3φ) 500KVA	1 台	(動力用)
知事局棟電算電源室 (1 6 F)	単相 (1φ) 200KVA	2 台	(電灯用)
警察棟第 3 電気室 (5 F)	単相 (1φ) 300KVA	1 台	(電灯用)
	3 相 (3φ) 150KVA	1 台	(動力用)

	警察附属棟第4電気室	单相 (1φ) 50KVA	1台	(電灯用)
	(1F)	3相 (3φ) 150KVA	1台	(動力用)
	警察棟第5電気室	单相 (1φ) 100KVA	1台	(電灯用)
	(1F)	3相 (3φ) 100KVA	1台	(動力用)
		3相 (3φ) 75KVA	1台	(電算用)
		スコット (1φ) 25×2KVA	1台	(非常用)
	議会棟電気室 (BF)	单相 (1φ) 100KVA	3台	(非常電灯用)
		3相 (3φ) 100KVA	1台	(非常動力用)
		3相 (3φ) 300KVA	1台	(非常動力用)
		3相 (3φ) 150KVA	1台	(動力用)
	警察棟分庁舎1階電気室			
		单相 (1φ) 200KVA	1台	(電灯用)
		3相 (3φ) 100KVA	1台	(CVCF)
		3相 (3φ) 300KVA	1台	(動力用)
		3相 (3φ) 300KVA	1台	(非常動力用)
		スコット (1φ) 100KVA	1台	(非常用)
⑤	進相用コンデンサー	(SC) 3相 100KVar	6台	知事局棟
		(SR) 3相 6KVar	6台	知事局棟
		(SC) 3相 75KVar	4台	警察棟
		(SR) 3相 4.5KVar	4台	警察棟
		(SC) 3相 50KVar	2台	警察棟
⑥	配電盤			
	高圧盤	キュービクル	43面	
	低圧盤	キュービクル	33面	
	監視盤	ベンチボード	3面=2面+1面	
		(防災、電力、エレベーター等のグラフィック表示及び監視用LCD操作画面)		
	継電器盤		5面	
(2)	発電設備			
①	知事局棟庁舎東側 (屋外)			
	ディーゼルエンジン		4サイクル水冷式12気筒、668kW、1500rpm	
	発電機		3相3線式、6.6KV、50Hz、4極750KVA、力率80%	
	運転方式		自動起動、自動又は手動停止方式	
②	警察棟第5電気室			
	ディーゼルエンジン		4サイクル水冷式6気筒、270PS、1500rpm	
	発電機		3相3線式、200V、50Hz、4極200KVA、力率80%	
	運転方式		自動起動、自動又は手動停止方式	
③	警察棟分庁舎1階電気室			
	ディーゼルエンジン		4サイクル水冷式6気筒、375PS、1500rpm	
	発電機		3相3線式、200V、50Hz、4極300KVA、力率80%	
	運転方式		自動起動、自動又は手動停止方式	
(3)	直流電源設備			
①	非常照明及び制御電源用			
	整流器	自動定電圧装置付サイリスタ整流器		
	蓄電池	全密閉型鉛蓄電池	54セルー7箇所	
		MSE	18セルー1箇所	

- ② 発電機始動用
- | | | |
|-----|------------------|-----|
| 整流器 | 自動定電圧装置付サイリスタ整流器 | |
| 蓄電池 | 陰極吸収式シール形据置鉛蓄電池 | 2箇所 |
- (4) 動力及び幹線設備
- | | | |
|---------|-------------|-----------|
| 配電方式 | 電灯単相3線式 | 200V/100V |
| | 動力3相3線式 | 200V |
| 動力制御盤 | 68面+18面+31面 | |
| 電動機 | | |
| ヒーターその他 | | |
- (5) 照明設備
- | | |
|----------|---------------|
| 照度基準階事務室 | 平均500ルクス以上 |
| 基準照明器具 | 下面開放埋込型 |
| LED照明 | 40W形×2 (基本照明) |
- (6) 放送設備 1式
- (7) 電気時計設備
- | | | | |
|-----|-------|----------------|------|
| 親時計 | 水晶発振式 | 正副切替NHK-FM修正回路 | 20回線 |
| 子時計 | DC24V | 30秒運針 | |
- (8) 自動火災報知設備
- ① 受信機 P型1級210回線 地図式自立型
(知事局棟中央管理室に設置)
- 副受信機
- ② 受信機 P型1級、窓式、表示部液晶表示、自立型、110回線
(警察棟受付内に複合盤として設置)
- ③ 受信機 R型、窓式、表示部液晶表示、自立型、173回線
(議会棟総務課内に複合盤として設置)
- (9) 非常扉等監視設備
- | | |
|-------|---|
| 監視盤 | グラフィック表示 (中央管理室) |
| 監視対象物 | 窓開閉表示、防火扉・シャッター、防火ダンパ、排煙口、排煙機起動、排煙機故障、消火栓ポンプ起動、消火栓ポンプ故障、消火栓ポンプ呼水槽減水、特殊ガス消火準備、特殊ガス消火放出起動、特殊ガス制御盤異常、特殊ガス閉止弁閉、ガス漏れ警報 (警察棟受付内に複合盤として設置) |
- (10) I T V監視設備
- (11) 避雷針設備
- | | | |
|-----|----|----------------|
| 避雷針 | 3基 | 棟上導体、パラペット上に設置 |
|-----|----|----------------|
- (12) 登退庁表示設備
- | | |
|------|----------|
| 表示対象 | 課長以上の役職者 |
|------|----------|
- (13) 電話設備
- (14) T V共聴設備 各棟に設備
- (15) 昇降設備
- | | | | |
|------|----|-------|---------------|
| 知事局棟 | 一般 | 乗用22人 | 6基 (内1台車いす対応) |
| | 非常 | 常用17人 | 3基 (内1台車いす対応) |
| 議会棟 | 一般 | 常用15人 | 2基 |
| | 一般 | 常用11人 | 1基 |
| 警察棟 | 一般 | 常用11人 | 2基 |
| | 一般 | 常用6人 | 1基 |

- (16)無停電電源装置設備 (UPS) 1台
 (17)防煙防火ダンパー用連動制御盤 (警察用) 1式
 (18)太陽光発電設備 1式
 知事局棟 発電容量16.7kw 蓄電容量15kwh

9 その他付属設備機器 1式

【建築概要】

	延床面積	主要構造
知事局棟	38,292.17 m ²	SRC造 地下2F、地上16F、塔屋3F
警察本部	6,123.23 m ²	RC造 地下1F、地上5F
増築棟	2,312.46 m ²	RC造 地下1F、地上5F
附属棟	1,839.50 m ²	RC造 地上2F
分庁舎	1,922.02 m ²	RC造 地下1F、地上4F
議会南棟	5,742.24 m ²	SRC造 地下1F、地上4F
議会北棟	7,386.15 m ²	RC造 地下1F、地上5F

設 備 運 転 管 理 基 準

第 1 電気設備の運用操作と保守業務

1 各設備の効率的運用をはかり、力率改善等、電気の使用合理化を推進するとともに、負荷の変動に注意し、保安規程に定められた事項及び関係法規を遵守しながら、運用操作保守業務を行い各電気設備の機能を十分に発揮し、常に良好な状態に保持すること。

2 業務従事者の行う事項

(1) 変電設備

- ① 別に定める「委託業務日常巡視点検表（知事局棟・議会北棟）」、「委託業務日常巡視点検表（警察本部庁舎）」に記載された各種計器・各機器の監視及び記録
- ② 各機器・継電器・母線等常に最良の機能を保持するよう巡回・点検・整備・清掃を行うこと
- ③ 電力需要に応じ、電気主任技術者の指示による各機器・主回路の投入・遮断操作
- ④ その他保安規程に基づく点検等の作業

(2) 中央管制設備

- ① 受発電、各負荷設備の運転状態、負荷変動の監視及び監視盤、各計器類の監視
- ② 電力需要に応じ、電気主任技術者の指示による各機器、主回路等の投入遮断・受発の切替え
- ③ 遠方操作用継電器・各種警報器・表示等設備等を常に最良の機能を保持するよう点検・整備・清掃を行うこと
- ④ 特に遠方操作等の継電器類が多く、湿気・振動・温度に注意し点検を怠りなく実施すること

(3) 高圧配電設備

- ① 各電気室の各種計器類、各機器の監視及び記録
- ② 電力需要に応じ、電気主任技術者の指示による各機器・主回路等の投入遮断操作及び停電時の自動切替状態の監視点検
- ③ 各機器・継電器・母線等常に最良の機能を保持するよう巡回・点検・整備・清掃を行うこと
- ④ その他保安規程に基づく点検等の作業

(4) 発電設備

- ① 停電時の運転操作自動及び手動運転状態・計器類の記録をとること
- ② 発電機の機能を十分発揮するよう目視点検・整備・清掃を行うこと
- ③ 原動機とその付属設備(燃料タンク・冷却水槽・空調圧縮機・蓄電池)については、特に操作・整備等について注意すること
- ④ 発電機の運転状況を監視し定められた電圧・電流・周波数を維持するよう監視すること

3 その他

点検の対象設備、点検の内容又は点検の回数等については、委託期間中変更することがあるため、県の担当者より変更の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

第2 機械設備の運転管理及び保守業務

機械設備の運転中は常時監視を行い、負荷の変動に注意し、機械の容量に応じた運転を行い、各機器の機能を十分発揮し常に良好に保持すること。

1 ボイラー、冷温水発生機及びチラー設備

- (1) ボイラー圧力容器の点検は毎日行うこと
- (2) ボイラー、冷温水発生機付属設備及び付属品の点検清掃
圧力計・ヘッダー・圧カスイッチ・安全弁・知事棟ボイラーの水面計の清掃
- (3) オイルバーナー廻り及びサービスタンク等油漏れ、ガス漏れ点検整備
- (4) 地下油槽の油面測定、漏油点検、水分の排除、燃料の補給
- (5) 缶水処理は濃縮腐食防止のため適正な管理を行うこと
- (6) 燃焼状態には充分留意し送風量、送油量を調節するとともに、ばい煙濃度に注意し、適正な管理を行うこと
- (7) 延長時間外運転等を必要とする場合は、時間外空調運転指示文書により、中央管理室の中央制御盤により運転時間設定を行うこと
- (8) ボイラーの運転は負荷の状態に応じ機能状態を確認し、経済的な運転を心掛けること
- (9) 法定の定期検査に立ち会うこと
- (10) 各系統別の自動装置をよく理解して、起動時運転中、停止時の凍結防止をすること
- (11) 定期的に自動装置を点検すること
- (12) クーリングタワーのファン及び回転機器の状態は毎日点検し異常音、モーター等過負荷がはなはだしいときは運転を停止し、管財課に連絡し、関係者により原因を調整して処置すること
- (13) 負荷変動に常に注意し、残業等に備え経済的な運転を行うこと
- (14) 冷却水、冷水ポンプの正常な運転を維持し、休止時には点検手入れを行うこと
- (15) 別に定める点検記録に記載された設備について、日常の点検記録を行うこと

2 空調及び換気設備

- (1) 各種ファン並びにベアリング、Vベルト、フィルター、伝導装置等付属設備の点検調整、整備をすること
- (2) 異常音過負荷がはなはだしいときは、ただちに運転を停止して、管財課に報告し、関係者と共同して原因を調査し処置すること
- (3) 冷温水ポンプ及びファンコイルユニットの運転管理はあらかじめ時間帯運転を設定し、時間外の要求については管財課より指示のあるものについて別途運転時間を設定すること
- (4) ファンコイルの運転状況は中央管理室の表示により監視し、定期的に現場において機能を点検すること
- (5) 設備の効率的な運用を図り、状況に応じ凍結防止運転等の操作を行うこと
- (6) 別に定める「巡回点検記録」に記載された設備について、同様式により日曜日ごとの点検記録を報告すること

3 給排水及び衛生設備

- (1) 各種ポンプ並びに水栓類のグランド部及びパッキン等から漏水があったときは、ボルトの締付け、パッキンの取替を行い、場合によっては分解手入を行うこと
- (2) 地下、MB、11階以上のスプリンクラー設備は常に良好な警戒状態を維持するようスプリンクラーポンプ、圧力チャンバー、圧カスイッチを点検し、調整すること

- (3) 消火ポンプの起動装置を常に点検し、有事の際の機能を十分に果たすよう調整すること
- (4) 各種給排水ポンプの運転状態を監視し、溢水、空転を防止すること

4 自動制御設備

- (1) 総体的に空調・換気・衛生関係機械の運転状態は中央管理室に設置された中央監視制御装置により常時監視記録報告すること
また、その機能を維持するため点検調整を行うこと
- (2) 各機器には現場にそれぞれ自動制御盤（デコーダー盤）があるのでこの機能の維持点検調整を行うこと
- (3) 冷温水発生機にあっては現場調整とする

5 その他

点検の対象設備、点検の内容又は点検の回数等については、委託期間中変更することがあるため、県の担当者より変更の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

第3 その他

建物及び構内において火災、地震、その他の緊急事態の発生に際しては、防災センターとして巡視室及び関係機関と緊密な連絡を行い、適切な処置を講ずること。

- (1) 火災等の発生について、消防機関、巡視への通報
- (2) 防火・消防設備等の操作、その他防災上必要な措置
- (3) 火災警報の受理及び防火管理者への通報
- (4) 非常放送による職員、来庁者への通報
- (5) その他、県の担当者から指示された事項

課長	補佐	主査	係長	係	電気係	ボイラー係

委 託 運 転 管 理 業 務 日 誌 令和 年 月 日 (曜日) 天候	従 事 者

ボイラー係記載事項	電気係記載事項
ボイラー運転	中央エレベーター操作 <div style="text-align: right;"> 時 分 停止 時 分 運転 </div>
冷温水発生機運転	
空調機・PAC運転	

引継事項	
------	--

巡回点検記録【毎週】
令和 年 月 日 ()

主査	係長	係	主任	ボイラー係	点検者

設 置 場 所		定 格 容 量	定 格 電 流	電 流	運 転 状 況	異 常 の 有 無
	機 器 名					
PH3F	EF-5	青写真室系統排風機	0.75	3.8		
	EF-7	AコアWC排風機	5.5	21.8		
	EF-9	Aコア新E P S排風機	1.5	7.0		
6F	EF-2	BコアWC排風機	0.28	1.3		
3F	EF-L1	低層部WC排風機	1.5	6.8		
MBF	EF-BF	地階一般排風機	0.75	3.8		
	SF-B24	地階2 4時間系統送風機	0.4	2.3		
	RF-B24	地階2 4時間系統還風機	0.4	2.3		
BF	AC-M1	書庫・共同溝系統空調機	11.0	45.0		
	AC-M2	地階機械室空調機	7.5	29.8		
	AC-M3	電気室系統空調機	2.2	9.5		
	AC-M4	発電機・倉庫系統空調機	5.5	22.8		
	AC-CR	中央監視室空調機	1.5	6.8		
	EF-T1	発電機・倉庫系統排風機	3.7	14.5		
	EF-T2	電機室排風機	1.5	6.8		

設 置 場 所		運 転 状 況	異 常 の 有 無
	機 器 名		
PH2F	PAC-P2W1-1~1-4	中央E L V-P A C	
	PAC-P2W2	西非常E L V-P A C	
	PAC-P2E1-1~1-2	東非常E L V-P A C	
PH1F	PAC-P1W1-1~1-6	MG室-P A C	
16F	PAC-16-1	電気室-P A C	
	PAC-16-2	電算電源-P A C	
	PAC-16-3	電子入札サーバー室 (管理課分室) - P A C	
	PAC-16-4-1~4-2	建設システム室 (管理課分室) - P A C	
15F	PAC-15-1-1・1-2	マシン室P A C	
	PAC-15-2	マシン室P A C	
	ACP-15-1	マシン室事務室H・P-P A C	
MBF	PAC-MB1-1	電話交換機室-P A C	
	PAC-MB1-2	電話交換機室-P A C	
	PAC-MB2	電話交換機室-P A C	
	PAC-MB3	電話交換機室-P A C	
	JC-1	書庫除湿器 (大)	
	JC-2	書庫除湿器 (小)	
BF	PAC-B1-1・B1-2	電気室-P A C	
	JC-1	書庫除湿器 (大)	
	JC-2	書庫除湿器 (小)	
	F-1-1~1-10	エア搬送ファン (計10台)	

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

受託者

業務完了報告書

- 委託業務名 県庁舎設備運転管理業務
- 委託期間 令和 8年4月1日から令和 11年3月31日まで
- 業務報告回数 令和 年度
回目（年間報告回数12回）
- 実施責任者 職・氏名
電話番号